

塩谷町告示第 78 号

塩谷町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 6 年 4 月 25 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

令和6年4月25日

告示第16号

塩谷町産後ケア事業実施要綱(平成30年塩谷町告示第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後															
<p>(自己負担額)</p> <p>第11条 事業の自己負担額は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>2 <u>利用者は、前項に規定する自己負担額を、町または当該利用した委託医療機関等に直接支払うものとする。</u></p> <p>別表(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>世帯種別</th> <th>自己負担額(消費税及び地方消費税を含む。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">宿泊型</td> <td>一般世帯</td> <td>1泊につき 6,000円</td> </tr> <tr> <td>町民税非課税世帯</td> <td>1泊につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>1泊につき 600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通所型</td> <td>一般世帯</td> <td>1日につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td>町民税非課税世帯</td> <td>1日につき 1,000円</td> </tr> </tbody> </table>			事業種別	世帯種別	自己負担額(消費税及び地方消費税を含む。)	宿泊型	一般世帯	1泊につき 6,000円	町民税非課税世帯	1泊につき 3,000円	生活保護世帯	1泊につき 600円	通所型	一般世帯	1日につき 2,000円	町民税非課税世帯	1日につき 1,000円	<p>(利用料 )</p> <p>第11条 事業の<u>利用料は、無料</u>とする。</p>
事業種別	世帯種別	自己負担額(消費税及び地方消費税を含む。)																
宿泊型	一般世帯	1泊につき 6,000円																
	町民税非課税世帯	1泊につき 3,000円																
	生活保護世帯	1泊につき 600円																
通所型	一般世帯	1日につき 2,000円																
	町民税非課税世帯	1日につき 1,000円																

	生活保護世帯	1日につき 200円
居宅訪問	一般世帯	1回につき 1,000円
型	町民税非課税世帯	1回につき 500円
	生活保護世帯	無料

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。